12. 非常災害対策について

1. 事業所・施設における非常災害対策

通所、短期入所、多機能、入居、施設系サービスでは基準省令で「非常災害対策」により具体的な計画(※1)の作成や訓練の実施(※2)等が規定されています。また、令和3年度改定においては全サービス共通で「業務継続計画の策定等」が経過措置とともに追加され、業務継続計画(BCP)(※3)の策定及び必要な措置が規定されました(令和6年3月31日までは努力義務)。各事業所・施設においては、非常災害対策について適切な対応をお願いします。

また、災害が発生する恐れが予測される場合には、厚生労働省からの依頼に基づき、市から事業所・施設(短期入所、多機能、入居、施設系サービス)に対し、停電等に備えて、非常用自家発電設備が正常に作動するかの点検や確認、食料や飲料水等の必要物資の確保、燃料の補充や補給手段の確保、早期避難の検討など事前の備えに関する注意喚起を行うことがあります。日頃から、非常災害対策について十分な対策を講じてください。

- ※1:非常災害対策における具体的計画とは消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための 計画を言います。計画の作成に当たっては、防災関係のウェブサイト【ページID 1044519】 等も参考にしてください。
- ※2: 令和3年度改定で訓練の実施に当たり、地域住民との連携が努力義務として追加されています((看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は従前から規定あり)。
- ※3: 厚生労働省ではBCPの作成を支援するために、ガイドラインやひな形、研修動画等を掲載しています(「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)。

重要

平成29年6月19日に水防法等が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設)の管理者等は、水害や土砂災害等の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害情報の入手方法や避難場所、避難経路、避難方法などを記載した避難確保計画を作成し、定期的に訓練を実施することが義務化されています。対象施設は避難確保計画を作成・変更したときは、市へ報告する必要があります。浸水想定区域内の事業所・施設のうち、避難確保計画が未作成又は未報告の場合は早急に対応をお願いします。

避難確保計画提出先:一宮市危機管理課

避難確保計画(作成、提出、対象施設、参考資料等)【ページID 1020886(危機管理課)】 ※危機管理課が作成ガイドを用意しています。上記ページID のほか、別冊資料にも掲載していますので参照してください(令和3年に一宮市洪水ハザードマップの更新等あり)。

一宮市地域防災計画【ページID 1003123 (危機管理課)】

2. 情報の把握及び避難の判断について 【ページ ID 1029540 (危機管理課)】

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等、公的機関による情報把握に努めるとともに、市が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにしてください。

市の災害用情報サービス「あんしん・防災ねっと」【ページ ID 1000571 (危機管理課)】

一宮市では災害時の緊急情報や避難所に関する情報を発信しています。この他、行方不明高齢者など捜索メール、休日の医療機関情報等の機能もありますのでぜひご登録ください。

3. 災害発生時における被災状況の報告について【ページID 1014476】

市が所管する介護施設・事業所(以下「介護施設等」という。)の被災状況の把握については、 国・県・市が迅速に把握、共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援に繋げるため、厚 生労働省が運営する介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能(以下「災害時情報共有 システム」という。)が令和3年度より追加されました。

これにより被災状況の報告については、被災状況整理表(エクセルシート)をメールで送付する 従来の方法から、災害時情報共有システムでの報告に変更されました。

■対象施設・事業所

すべての介護施設・事業所

※予防サービス、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウスを含みます。特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム、軽費老人ホームについては特定施設入居者生活介護として回答してください。

■報告手順

①国による災害情報の登録

災害時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに、介護施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。

(災害情報の登録例)令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨

②県、市から介護施設等への連絡

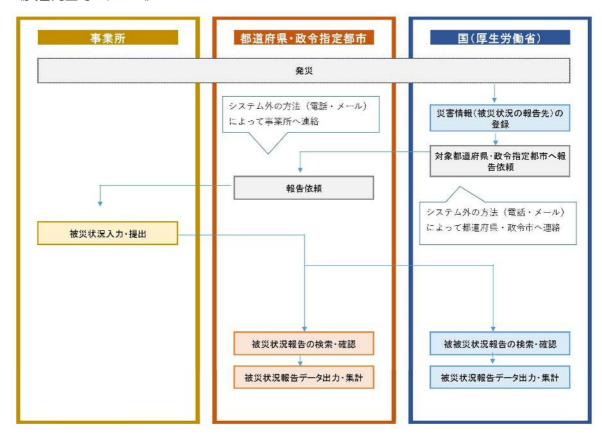
厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、県、市は速やかに市ウェブサイト等により、システム上での被害状況の報告が可能になったことをお知らせします。

③介護施設等における被害状況の報告

県、市からの連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。報告には、システム上すべての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第1報は迅速性を優先し、災害時に把握している状況に基づき入力(報告)を行ってください。 ※システムログイン方法は、情報公表システムのID及びパスワードでログインしてください。 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料を人ホーム、軽費を人ホームについては情報公表システムのID及びパスワードとは別に被災報告用に発行されたID及びパスワードでログインしてください。 ※システムでの報告が難しい場合は被災状況整理表(エクセルシート)により愛知県高齢福祉課宛にメールにて被災状況を報告してください。

愛知県高齢福祉課メールアドレス: korei@pref.aichi.lg.jp

《災害発生時のフロー》



出典:「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて(令和 3 年 6 月 23 日付事務連絡)」 別紙 1

■報告ページ

介護サービス情報報告システム

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/

■愛知県ウェブサイト

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigobousai.html